

臨時の委員の職務は、臨時の委員の職務に依りて行はるるものとす

第十四條 本會の職員は、本會の職員に依りて行はるるものとす

第十五條 本會の職員は、本會の職員に依りて行はるるものとす

第十六條 本會の職員は、本會の職員に依りて行はるるものとす

第十七條 本會の職員は、本會の職員に依りて行はるるものとす

第十八條 本會の職員は、本會の職員に依りて行はるるものとす

第十九條 本會の職員は、本會の職員に依りて行はるるものとす

第二十條 本會の職員は、本會の職員に依りて行はるるものとす

第二十一條 本會の職員は、本會の職員に依りて行はるるものとす

第二十二條 本會の職員は、本會の職員に依りて行はるるものとす

第二十三條 本會の職員は、本會の職員に依りて行はるるものとす

第二十四條 本會の職員は、本會の職員に依りて行はるるものとす

第十六條 大會は毎年會長之を召集し事業の計畫會務、會計の報

告並に役員の選舉を行ふ

但し必要に應じ臨時大會を開催することを得

第十七條 委員會は毎月開催し緊急事項を審議決定す

委員會の議長は會長之に任じ會長事故ある時は之を代理す

第十八條 本會の經費は贊助會員及正會員の會費並に寄附金其他

雜收入を以て之に充つ

第十九條 本會則は大會に於て出席委員三分の二以上の同意ある

にあらざれば改正することを得ず

第二十條 本會則は大正十三年五月二十五日より實施す